

平成27年度  
中学生向けパンフレット

# 契けいやく約 について 知ろう!!

「契約」とは何でしょうか？印鑑などを使って、大人だけができることでしょうか？  
実はわたしたちは生活の様々な場面で「契約」をしています。



— 中央区消費生活センター発行 —



## 1 契約とは？

契約とはなんですか？たとえば、ある商品を買いたい人と売りたい人がいるとします。その2人の「買いたい」「売りたい」という2つの意思の表示がぴったり合うことによって、「法律上の責任」が生じる関係を「契約」といいます。

とはいうものの、イメージしにくいですね。

たとえばコンビニエンスストアでお菓子を買おうとしましょう。私たちはお菓子を「買いたい」という意思をもって手に取りレジに持っていきます。そして、店員さんはそのお菓子を「売りたい」という意思を持ってレジを打ち始めます。このようにお菓子について「買いたい」「売りたい」という私たちと店員さんの2つの意思の表示がぴったり合っています。

そして、私たちはお菓子の代金をコンビニエンスストアに支払う責任を、店員さんはお菓子を私たちに渡す責任を持つこととなります。つまり、私たちと店員さんにはお互いに法律上の責任が生まれています。したがって、消費者である私たちと売手である店員さんとは売買「契約」という関係にあるといえます。契約には、このような「売買」に関するもののほか、「交換」「雇用」「贈与」などいろいろな種類があります。

### お菓子を渡す責任



### 代金を支払う責任



## 2 契約はいつ成立するの？

お互いの意思表示が合致（ぴったり合うこと）することによって契約は成立します。その際に契約書を作ったり、印鑑を押したりする必要はありません。当事者同士の合意があれば、**口頭でも成立するのが原則**です。つまり、口約束でも契約は成立することになります。

また、いったん契約をすると原則として自分の都合で一方的にキャンセルすることはできません。自由にキャンセルできることにしてしまうと「契約」というものの意味がなくなってしまうからです。

ちなみに未成年者が契約した場合、一般的には取消し（契約をなかったことにすること）ができます。しかし、トラブルが発生してしまうこともありますので、**未成年であっても大人と同じように契約を結ぶ際には、注意をして、慎重に考えなければなりません。**



## 3 クイズに挑戦!

いかがでしょうか?契約についてイメージがわきましたか?では、ここでクイズに挑戦してみましょう!

### QUIZ 1 ~ 3 の場合は契約にあたるでしょうか?

- 1** レンタルビデオ店でDVDを借りる



- 2** スマートフォンで有料のアプリや音楽をダウンロードする



- 3** 友達と遊びに行く約束をする



### ANSWER

- 1** 私たちはDVDを「借りたい」という意思を持って店員さんにDVDを渡し、店員さんはそのDVDを「貸したい」という意思を持ってレジを打ちます。ここで2つの意思がぴったり合ったといえます。「DVDの引渡し」と「代金の支払い」という責任がお互いに生じる契約といえます。

- 2** とある会社が有料アプリや音楽を「売りたい」という意思を持ってインターネット上にアップロードしています。それに対して私たちはそのアプリや音楽を「買いたい」という意思を持って、ダウンロードします。ここに2つの意思がぴったり合ったと考えられますので、この場合も契約といえます。

- 3** 友人同士で「遊びに行きたい」という意思の表示は合致しましたが、遊びに行くという約束を友人が守らなかった場合に「法律上の責任」を果たしていないとして裁判所に判決を求めることは難しいです。したがって、このような法律的に保護されない行為の場合は契約とはいえません。



## 4 トラブルに注意!!

契約は私たちの身近なところにあり、**生活をしていく上で避けて通ることができないもの**です。身近で欠かせないものですから、さまざまな契約に関するトラブルの相談も消費生活センターに寄せられています。そこで、実際に報告されたトラブルをご紹介します。

### いつの間にか有料サイトの会員になっていた!?



#### 事例

メールや電話、ハガキなどで突然「有料サイトの利用料金が支払われていません。すぐに支払わない場合は裁判をおこして請求します。」などと送られてきた。心当たりがない。



#### 対処法

私たちが有料サイトに何らかの形で「利用したい」という意思を表示しないとサイトに対して利用料金を支払う責任は生じません。したがって、心当たりのない有料サイトに対して料金を支払う責任は当然ありません。

そこで、このようなメールや電話、ハガキに対しては一切無視することが重要です! 「電話をしないと裁判を起こす」「最終通告だ」などと脅し文句が書かれている場合もあります。不安になってつい電話してしまう。そこが業者のねらいです。電話をしてしまうと悪質業者にこちらの電話番号を知られてしまい、さらなるトラブルの原因となってしまいます。**絶対に請求元に連絡してはいけません。**

「こまった」「どうしよう」「こわい」と感じることがあったら、一人で悩まず、まずは家族、学校の先生や消費生活センターに相談しましょう。みなさんの味方になってトラブルを解決してくれたり、アドバイスしてくれます。早く相談すれば、解決も早くなります。

中央区消費生活センター 消費生活相談専用ダイヤル

**☎ 03-3543-0084**

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）  
午前9時から午後4時まで